

あいっ 議会だより

発行／北海道愛別町議会 発行責任者／議長 中山 英一 編集／議会広報特別委員会

号外

2024.12

(令和6年)

議会だより115号の

訂正について

議会だより115号、横井均議員の一般質問の内容で、本会議中の一般質問と議会だよりの原稿との間に相違がありました。以下に訂正した横井議員の一般質問の全文を掲載致します。今後も正確な議会内容の発信に尽力致します。



横井均 議員



↑動画へのQRコード

問 認定こども園施設管理及び事務処理について

答 施設管理及と事務処理に問題はない

認定こども園は幼児教育と保育を一体的に行える幼保一元化を図り、子ども達や保護者にとって安心で信頼してもらえる子育て支援の拠点となった。認定こども園施設管理及び事務処理について伺う。

問1 令和6年度から教育施設管理業務を長期継続契約している理由を伺う。

記していることから、債務負担行為は必要がないと認識している。

答 矢部町長 本業務は、地方自治法が規定する長期継続契約における「役務の提供を受ける契約」である。また、当町の長期継続契約に関する条例及び施行規則により、長期継続契約を締結することができる契約として規定していることから、令和6年度より令和10年度まで5年間の長期継続契約とした。

問3 幼児保護のための園内フェンスを取り外しているが、その理由の説明を求めぬ。

問2 長期継続契約は契約中に「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の規定の記載がされていないが、この契約は債務負担行為議決が必要なのでないか。説明を求めぬ。

答 矢部町長 旧愛別幼稚園の玄関に向かって左側にある車庫の一部分のことと認識して答弁する。施設の玄関ドアは常に施錠管理しており、園外で保育を行う場合においても、必要な人数の保育教諭を配置し、園児の安全を確保している。現在、フェンスの一部を外して車両の出入口として使用している。

答 矢部町長 本業務委託契約書第18条第2項に、「本契約の翌年度以降において、当該契約に係る甲（愛別町）の歳出予算について減額又は削減があった場合は、甲はこの契約を変更し、または解除できる。」と規定している。

問4 防災扉があるが、通路が塞がっている。このような状態ではないのかの説明を求めぬ。

答 矢部町長 防災のための扉ではなく、施設管理用の扉であることから、必要時に開閉できればよいと認識している。

問5 受託業者が物置を無断建築している。管理不十分ではないか。説明を求めぬ。

長期継続契約の締結については、地方自治法が定めるものであり、契約書で毎年度の予算の範囲内で行うことを明

答 **矢部町長** 平成28年に当時の委託業者の担当員に依頼し、敷地内の空きスペースに除雪機を保管しておく場所として、物置を建築していただいたものであり、無断で建築したものではありません。

問6 昨年から祭典祭壇を保管しているが、申請に基づき許可したのか。憲法第20条に抵触しないのか。又、教育施設を利用可能という規定があるのか。説明を求めぬ。

答 **矢部町長** 北町公区長から口頭により、北町公区の所有物としての保管願いの申し出があり、保管を許可している。

保管場所としている車庫は、保管スペースが十分に確保されている。宗教活動を行っているわけではなく、社会通念上問題がないと判断しているので、憲法第20条に抵触することはないと考えている。

問 体育施設は指定管理制度の目的に該当しないのではないかと

答 指定管理制度の意義や目的、地域の実情を考慮して事務の運用を進めていく

問 指定管理者制度は「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的に平成18年度から指定管理制度を取り入れて18年経過しているが、年々人口減少と共に利用者も減少しており、公募しても応募する者がいない為、再公募はせずに候補者として選定している現状である。施設の利用増あるいは利用者増の具体的な方策が計画どおり実行されている実績はない。駐車場周辺の「いちいの木」を指定管理業務外の除雪で倒壊させ、約100本の先端を故意に切除したことは、協定書第25条の損害賠償に該当するのではないかと。毎年度の収支剰余金処理の根拠もない。あすなる広場は使用されていない。トレーニングセンターは破損器具が修理されていない等、もはや指定管理制度の目的に該当しないのではないかと。

答 **矢部町長** あいべつスポーツ公園施設の指定管理者の選定にあたっては、毎回、公募に対して応募があり、応募者の中から選定している状況である。

施設の利用者については、平成20年度からの実績報告において、人口減に伴い全体的には利用者が減少している状況となっているが、指定管理者の努力により、利用者が横ばい、あるいは増加している施設もある。

除雪で損傷したとされる「いちいの木」の関係については、故意でないことから損害賠償に該当しないと判断している。

毎年の収支剰余金処理については、締結している基本協定に基づいて行っている。

あすなる広場、トレーニングセンターについては、昨年度から町の政策会議において、施設の現状や町の財政状況等を踏まえ、今後の社会教育施設の利用方法について検討を進めている。現状としては、教育委員会が管理している施設を一体的に管理していただくことで業務の効率化に繋がっている。今後も指定管理制度の意義や目的、実情を踏まえながら、事業の運用を図っていく。

* 議会の傍聴→議場内で議論等を聞くこと

ぼうちょう* 議会は傍聴できます!

☆ 次回の愛別町議会定例会は **12月12日・13日** に開催され、どなたでも、事前連絡なしでも議場内で傍聴する事ができます。

☆ 定例会開催の時期にはFM告知端末や、愛別町ホームページで告知致します。

☆ 本会議は議場のマイクを通して生放送されており、役場内のどこでも聞くことができます。

☆ 一般質問は議会終了後にYouTubeで公開いたしますので、愛別町ホームページの愛別町議会のページからご覧になってみてください。

☆ 愛別町議会は、皆様のお越しをお待ちしております。

